【　任意解散手続フローチャート　】

①解散・清算人の決定について規則で定める手続

責任役員会の議決		（　　年　　月　　日）
その他の機関の同意・議決		（　　年　　月　　日）
包括宗教法人の承認		（　　年　　月　　日）

↓

②信者その他の利害関係人に対する公告（公告期間：規則に定める公告期間＋２日）

例：掲示場掲示	事務所掲示板	（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）
例：機関誌掲載		（　　年　　月　　日）

↓ 意見申出機関（②の公告日から2月以上）経過後

③解散認証申請（→滋賀県）　（　　年　　月　　日）

解散認証書交付（滋賀県→法人）　（　　年　　月　　日）

↓ 解散認証書の交付を受けた日（到達日）から2週間以内

④印鑑届・解散及び清算人就任登記申請（→法務局）　（　　年　　月　　日）

↓ 登記後遅滞なく

⑤解散及び清算人就任届（→滋賀県）　（　　年　　月　　日）

↓ 清算人就任日から2月以内

⑥債権申出の官報公告　（　　年　　月　　日）

第1回（　　年　　月　　日）
第2回（　　年　　月　　日）
第3回（　　年　　月　　日）

↓ 債権申出期間（⑥の公告日から2月以上）経過後、清算結了の日から2週間以内

⑦清算結了登記申請（→法務局）　（　　年　　月　　日）

↓ 登記後遅滞なく

⑧清算結了届（→滋賀県）　（　　年　　月　　日）